

# 大会出場日数規程

制定 平成 24 年 12 月 9 日  
施行 平成 24 年 12 月 9 日  
制定 令和 3 年 11 月 27 日  
施行 令和 4 年 4 月 1 日  
施行 令和 5 年 4 月 1 日

- 第 1 条 本連盟におけるゴルフの競技は、高等学校体育及びスポーツ活動として実践されるものであり、学校教育の観点から、過度の競技出場は生徒としての本分を失う恐れがあるので、以下のように定める。
- 第 2 条 本連盟主催・後援・派遣競技及び日本ゴルフ協会主催競技・派遣競技以外は、年間出場試合日数が 16 日間（最大を適用）を越えてはならない。
- 第 3 条 地区・都道府県連盟主催及び後援競技、日本ゴルフ協会傘下の各地区連盟主催競技及び国民体育大会への出場日数は、この限りではない。
- 第 4 条 第 2 条・第 3 条に定めた競技以外の試合に出場する者は、事前に各地区・都道府県連盟事務局へ、出場届けを提出しなければならない。
- 第 5 条 競技終了後、2 週間以内に「試合結果報告」を各地区・都道府県連盟事務局へ提出しなければならない。
- 第 6 条 第 2 条に定めた出場試合日数を超えた者、第 4 条・第 5 条に定めた報告義務を怠った者は、本連盟の賞罰規定により罰則を与える。
- 第 7 条 本規程は理事会にて改定する。